

議長ノート第3部、附則B「登録手続き」案文¹⁾

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

CDM事業の登録に必要な一般的手続と文書

1.1 登録とは、ある事業活動を CDM 事業として正式に受理することである。

1.2 登録は、認証された運営組織が事業参加者との契約による合意に基づいて行う。

1.3 登録されようとする事業はすべて、運営組織に提出される書面による事業提案の中で詳細に説明しなければならない。事業提案には下記を含めるものとする。

- a) 〔関係各締約国〕〔受入締約国〕で指定された連絡先からの、提案された事業が正式に受理されたことを示す書状。
- b) 附則 A で指定された方法と手続きに従って作成された、排出の追加性を査定し、排出の削減及び/または吸収源による除去の強化を計算するためのベースライン。
- c) 提案される事業活動に起因する排出及び/または除去の見通し。
- d) 附則 C に従って、当該事業活動から生じる発生源による排出及び/または吸収源による除去の強化を監視し報告する規定。
- e) 立地場所、参加者名、事業の概要を含む具体的な事業情報。

参加者及び機関の具体的な要件

2. 受入締約国は下記の役割を果たすことを義務づけられる。

2.1 事業提案の提出及び受入締約国の政府当局による検討と承認に関する連絡先を指定する²⁾。

¹⁾ CDM 事業開発のこの段階を説明するのに、他の国の代表は validation (検証) という用語もまた用いている。

²⁾ 上記 1.3a)の最初の括弧内で示すように、CDM プロジェクトの関与する附則 の締約国に同様の義務を課すという方法もある。

2.2 ベースラインの作成に必要なデータへのアクセスを提供し、またはそれらを作成することについて事業参加者と適宜協力する。これらのデータは、適宜他の組織によっても提供される。

2.3 事業提案が受入締約国の持続可能な開発を達成するのに資するかを確認するためにこれを検討する。

2.4 受入締約国が事業提案を受け入れていることを立証するために、指定された連絡先より事業参加者に対して正式な承認文書を手交する。これには当該事業提案が持続可能な開発の達成に資するという決定も含まれる。この文書は、運営組織が事業提案を検討する前に必要となる³⁾。

3. 運営組織は下記の役割を果たすことを義務づけられる。

3.1 適格である事業参加者から事業提案を受領する。

3.2 CDM 事業活動の登録申請を事業参加者から受け取った場合、当該事業提案と付属文書を以下の点を確認すべく検討する。

- a) 〔受入締約国〕〔関係各締約国〕によって、正式承認文書の形で自主的な参加が承認されている。
- b) 事業提案に、附則 A で指定された方法と手続により作成されたベースラインが含まれている。
- c) 当該事業活動が、提案された事業活動が存在しない場合に比して追加的である、発生源による排出の削減又は吸収源による除去の強化をもたらし、気候変動の軽減に関連して実質的、測定可能であり長期的な利益を与える。
- d) 事業提案に、附則 C で指定された方法と手続に基づき発生源による排出及び / または吸収源による除去を監視し報告するための適切な規定が含まれている。
- e) 関連する方法と手続に合致していることを立証するのに必要ないかなる追加情報。

3.3 事業提案の中で提出された特許情報の機密を確保する。

3.4 各 CDM 事業活動から発生する CERs の認証と発行の前提条件として、上記 3.3 項の要件を満たす活動を登録する。登録段階が終了次第、事業参加者、関与する締約国、

³⁾ 上記 2) の脚注を参照のこと。

及び理事会に対して登録状況の通知が行われる⁴⁾。

3.5 事業を当初登録できない場合は、この決定を事業参加者と関与する締約国へ通知する。この決定においては、受理をしない理由並びに当該事業提案を改めて提出する場合に必要とされるいかなる追加情報についてを説明する。

3.6 運営組織は、ある事業が当初登録されなかった場合でも、検討のために改訂事業提案を受領することができる。

4 . 理事会は下記の役割を果たすことを義務づけられる。

4.1 登録されたすべての CDM 事業のデータベースを維持する。

4.2 事業提案で用いられたベースラインと監視に関する守秘義務のない重要な情報を維持し、更新し、公開することを確保する。

⁴⁾ 締約国は、運営組織へコメントを提出し、登録手続き段階に運営組織が行う決定に関連する問題に対処するのに、どのようなメカニズム / 手続きが必要となるか検討する必要がある。